

まるとく
くらし得情報 12
DEC 2009

MARUTOKU

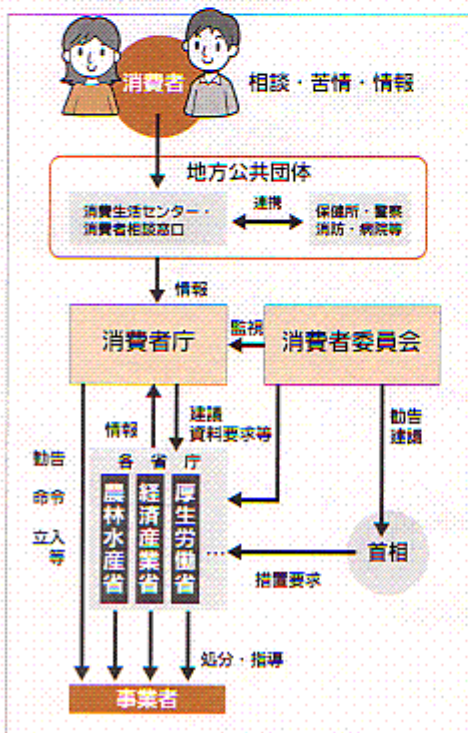
- 消費者庁がスタートしました!!…………… 1
- 高齢者の見守りについて…………… 2, 3
- くらしのミニ知識・多重債務者無料相談会のお知らせ…………… 4

消費者庁がスタートしました!!

平成21年9月1日 **消費者の安全を守る法律・・・「消費者安全法」も同時施行**

消費者庁の役割

- 消費者行政の司令塔
消費生活に関連するさまざまな法律を所管する各省庁に対して勧告、省庁横断的な政策の企画、新法の立案 など
- 情報の一元的集約・管理、調査・分析、国民への注意喚起
従来は各行政機関がそれぞれに情報を収集していたため、対応が遅れることも。消費者庁発足後は、都道府県、市町村は重大事故の情報を把握した場合は直ちに消費者庁への通知が義務付けられ、消費生活センター、市町村相談窓口、保健所、警察、消防、病院などの情報が消費者庁に集まることになりました。消費者庁は消費者被害の再発・拡大防止のため国民に情報を速やかに提供し注意喚起を図ります。



- 「すき間事案」をカバー
消費者庁へは31の法律が移管されました。また、現行の法律で対処できない「すき間事案」に対しては、消費者に重大な被害が発生した場合、消費者庁が業者への立入検査を行ったり、業務改善や販売中止を命令できるようになりました。

消費者庁を監視する「消費者委員会」

10人以内の民間人で構成。独立した立場で消費者庁をチェックします。消費生活に関する問題を独自に調査するため、消費者庁や各省庁に対して資料要求したり、建議（意見を述べること）を行い、消費者被害の拡大を防止するよう内閣総理大臣に勧告等を行います。

消費者相談窓口……………消費者ホットラインの創設

全国共通の電話番号にかければ、お近くの消費生活センターにつながる消費者ホットラインの創設を予定しています。

消費者情報ダイヤル……………消費者庁に設置

03-3507-9999

消費者からの一般的な問い合わせ・情報提供を受付けています。
(個々の相談はお受けしていません)